

令和2年 宜野湾市教育委員会第12回(定例会)会議録

教育長 知念春美

教育委員 大城進

開催日時：令和2年11月25日(水) 開会14:00 閉会16:00

開催場所：宜野湾市民会館3階 第一研修室

出席者：知念春美教育長、大城進委員、石川正信委員、知念菜穂子委員

欠席者：普天間みゆき教育長職務代理者

出席職員

【教育部】教育部長 嘉手納貴子、教育部次長 真喜志若子

(総務課) 教育企画係長 禰覇由美子、教育企画係主事 新垣紗弓

【指導部】指導部長 又吉直正、指導部次長 川上一徳

(指導課) 指導主事 知花恭子

(GIGAスクール構想推進プロジェクト・チーム) 副総括者 比嘉広和、チーム員 祝博紀

議事日程(※日程を入れ替えたことにより議案番号が前後しております。)

日程1 議案第39号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

日程2 議案第37号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について
「令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第7号)について」

日程3 議案第38号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について
「宜野湾市GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について」

報告事項

(教育部の報告)

・特になし

(指導部の報告)

・特になし

○知念春美 教育長 皆さん、こんにちは。本日の出席委員は3名で、定足数を達しております。ただいまから令和2年第12回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は3件となっております。本日の会議録の署名委員は、大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いたします。続きまして、9月28日開催の第10回定例教育委員会の会議録、並びに10月26日開催の第11回定例教育委員会会議録の承認を行います。会議録の署名委員は、石川教育委員、普天間教育委員となっております。会議録につきましては、すでに配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただいま、第10回並びに第11回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。石川委員、普天間委員には、後ほど署名をお願いします。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1頁をご覧ください。

(教育長諸般の報告) 10月27日(火)、「令和2年度 宜野湾市中学生英語ストーリーコンテスト」を嘉数中学校で行いました。宜野湾中1年生平良莉子さんと普天間中2年生の内村友菜さんが1位に輝いております。28日(水)、「宜野湾市教職員評価システム面談」の校長面談が始まり、11月2日、4日と計3回実施いたしました。29日(木)、「第4回臨時庁議」に参加し、第四次宜野湾市総合計画実施計画策定方針(案)、令和3年度予算編成方針(案)について協議いたしました。30日(金)、仲村元惟氏と創作市民劇の今後について、黄金王・察度をモチーフにした劇の脚本について話し合いをしております。11月6日(金)、「令和2年度 ぎのわん教育の日表彰式」を社会福祉協議会ホールで行いました。11日(水)、「宜野湾市定例教頭会」を実施。13日(金)、「12月定例市議会市長及び副市長調整会議」に出席です。14日(土)、「沖縄県立宜野湾高等学校創立40周年記念式典」に臨みました。16日(月)、「中頭地区第5回定例教育長会」に出席いたしました。20日(金)、「第2回宜野湾市総合計画策定委員会及び第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議」に出席しました。そして本日25日(水)、「令和2年第12回定例教育委員会会議」となっております。以上が、教育長諸般の報告といたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程1「議案第39号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に関する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは、議案資料23頁をお開き下さい。

議案第 39 号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

宜野湾市立幼稚園管理規則（平成 27 年宜野湾市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 11 月 25 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。幼稚園においての一時預かり保育の利用基準、保育時間等を改正し、預かり保育の拡充を行うことで、市民のニーズに応えるため、宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。

次の 24 頁をお開き下さい。改め文でございます。

宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則。宜野湾市立幼稚園管理規則（平成 27 年宜野湾市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

今回の提案理由に係る一時預かり保育についての規則の説明を申し上げます。具体的に改めた箇所については、クリーム色の冊子、新旧対照表にて説明をいたしますので、ご準備のほどをお願いいたします。まず表紙をめくっていただき 1 頁をご覧下さい。左側が現行、右側が改正後の規定です。

続いて 1 枚めくっていただきまして、2 頁をお開き下さい。この新旧対照表では、一時預かり保育の利用基準、そして保育時間等の改正について、主にご説明をさせていただきます。まず最初に一時預かり保育の利用基準についてでございます。第 21 条第 1 項中「、原則 5 歳児であり、かつ」の字句を削る改正ですが、長期預かり保育を利用できる園児については、5 歳児だけに限らず、4 歳児も対象とするためでございます。

続きまして、一時預かり保育の学級編成についてでございます。第 22 条第 2 項中の一時預かり保育の 1 学級の園児数について、長期預かり保育は「20 人」を「25 人」に、短期預かり利用する園児を含めて「30 人」を「35 人」に、「越えない」を「超えない」に、これは漢字の改めになります。それから、同条第 3 項中、「30 人」を「35 人」に改める改正でございます。これは 4 歳児の長期預かり保育受け入れによって、預かり保育人数の増加が予想されることに伴い、学級編制を見直す必要があるためでございます。

続きまして、同じ 2 頁の、下段、一時預かり保育の休業日についてでございます。第 23 条第 4 号中、「入園式」を「4 月 5 日」に改める改正でございます。一時預かり保育の開始日は令和 2 年度までは、入園式の翌日からとしておりましたが、令和 3 年度からは時期を早め、入園式前の 4 月 6 日からとするためでございます。

1 枚めくっていただきまして、3 頁をお願いします。一時預かり保育の保育時間についてでございます。第 24 条第 1 号中の表記「午後 6 時」を「午後 6 時 30 分」に改め、同条第 2 号中「及び」を「並びに」に改め、「3 月 29 日まで」の次に「及び 4 月 6 日から 4 月 8 日まで」を加え、「午後 6 時」を「午後 6 時 30 分」に改める改正でございます。

一時預かり保育の時間を「午後 6 時 30 分」までに延長し、下記第 2 号に示す休業日と「3 月 22 日から 3 月 29 日まで」と、そして「4 月 6 日から 4 月 8 日まで」の間も保育時間を「午後 6 時 30 分」まで延長することとしております。

続きまして、先ほどの議案書 24 頁をご覧ください。改め文でございます。その他の説明事項については、法制執務上の字句の改め等によりますので、説明を省略いたします。

続いて附則です。この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。以上が説明になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 新旧対照表 1 頁の第 12 条で「園長は幼稚園の課程を修了した園児に対し、修了証書を授与しなければならない。」の「課程」を「教育課程」に改正する部分ですが、その意図や改正しなければいけない理由がありましたらお教え願います。

○知念春美 教育長 総務課係長。

○禰覇由美子 総務課教育企画係長 今回改正するにあたって、全ての条文を確認したところ、この部分以外は全て「教育課程」と統一して使っており、字句を合わせた統一性を図った表現ということになっております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 実際、「課程を修了した」という文は素直に入ってきます。幼稚園の課程、段階、これを修了した、という形式文は非常に自然だと思います。もしここを、「教育課程」に言い換えるのであれば、この「教育課程」というのは、学校が提供する教育内容、経験及び活動、全てを含むんですね。つまり内容が入りますね。私は別の学校の管理規則に携わってきた経験がありますが、「教育課程」を使うのであれば、例えば教育課程の修了を「認定」したという言葉がいいのではないかと。義務教育としての幼稚園は基本的に市町村立ですので、施行規則等は市町村が作成するものと思っております。ただ 47 都道府県、県内においては 41 市町村もありますので、一つの基準や指針は、本県教育庁義務教育課から判例として出ているのではないかと。その時にもしこのような表現があれば納得ですが、調べると近隣市町村は「課程」という表現を使っているところもありますので、改めてご質疑したいと思っております。

○知念春美 教育長 大城委員のご指摘につきまして、改めて事務局で他市町村の規則や使われ方も参考にしながら、字句の改めとしてご指摘の内容を踏まえ検討させて頂きたいと思っております。その際、訂正させて頂く場合には、字句の改めとして教育長に委任させて頂きたいと思っております。

○知念春美 教育長 その他ございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 39 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 2 「議案第 37 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 令和 2 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。本件は 12 月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、非公開とさせていただきますと思いますが、審議を非公開とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程 2 議案第 37 号は、非公開といたします。

〈 非公開 〉

○知念春美 教育長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 令和 2 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 7 号）について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 2 議案第 37 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程 3 「議案第 38 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 宜野湾市 G I G A スクール用端末購入に係る物品

の取得について」を議題といたします。本件は12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、非公開とさせていただきますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 異議なしということですので、日程3議案第38号は、非公開といたします。

〈 非公開 〉

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について 宜野湾市G I G Aスクール用端末購入に係る物品の取得について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程3議案第38号を終了いたします。本日の会議はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。